

「仏暦 2535 年非喫煙者健康保護法令に基づき非喫煙者の健康を保護する公共施設の名と種類を定め、当該公共施設の一部または全部を喫煙ゾーンまたは非喫煙ゾーンとして定める仏暦 2553 年・保健省布告（第 19 号）」

日本貿易振興機構（ジェトロ） バンコクセンター編

※本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力： Thai Keizai Publishing Co., Ltd. 社

仏暦 2535 年非喫煙者健康保護法令に基づき非喫煙者の健康を保護する公共施設の名と種類を定め、当該公共施設の一部または全部を喫煙ゾーンまたは非喫煙ゾーンとして定める仏暦 2553 年・保健省布告（第 19 号）

[前文省略]

第 1 項

以下を廃止する。

(1) 仏暦 2549 年 8 月 24 日付けの仏暦 2535 年非喫煙者健康保護法令に基づき非喫煙者の健康を保護する公共施設の名と種類を定め、当該公共施設の一部または全部を喫煙ゾーンまたは非喫煙ゾーンとして定めるとともに、喫煙ゾーンまたは非喫煙ゾーンの形態、様態及び標準を定める仏暦 2549 年・保健省布告（第 17 号）。

(2) 仏暦 2550 年 1 月 29 日付けの仏暦 2535 年非喫煙者健康保護法令に基づき非喫煙者の健康を保護する公共施設の名と種類を定め、当該公共施設の一部または全部を喫煙ゾーンまたは非喫煙ゾーンとして定めるとともに、喫煙ゾーンまたは非喫煙ゾーンの形態、様態及び標準を定める仏暦 2550 年・保健省布告（第 18 号）。

第 2 項

以下の施設を非喫煙者の健康を保護する公共施設とし、全て非喫煙ゾーンとする。

(1) 保健及び健康増進サービス施設。

(1・1) クリニック、合同クリニック、病院、診療所法に基づく診療所。

(1・2) ペット・クリニック、動物病院、動物診療所法に基づく動物診療所。

(1・3) 全種類の保健所、健康サービス施設。

(1・4) 医薬販売店。

(1・5) タイ式または古式マッサージ・サービス営業所。

(1・6) サウナ、薬草サウナ・サービス所。

(1・7) 健康のためのスパ事業、健康のためのマッサージ事業、または美容のためのマッサージ事業の営業所。

(2) 教育施設。

(2・1) 託児所。

(2・2) 高等教育より下のレベルの学校、または教育施設、教育機関。

(2・3) 高等教育機関の建物または建造物の部分。

(2・4) 学習塾・予備校、スポーツ、音楽、歌唱、演劇、武術、美術、語学及びその他の教習所。

(2・5) 職業訓練所。

(2・6) 学習パーク、学習センター、またはコミュニティ学習センター。

- (2・7) ギャラリー、博物館、または芸術文化展示場。
- (3) 公共利用される公共施設。
 - (3・1) 運動施設、運動場及びスポーツ施設。
 - (3・1・1) 全種類のスポーツ観戦施設。
 - (3・1・2) 屋内、屋外双方の全種類のスポーツ運動場、練習場、競技場。
 - (3・1・3) 水泳プール。
 - (3・1・4) ゴルフ場またはドライビングレンジの建物エリア及び屋根を有するエリア。
 - (3・2) 店舗、サービス施設及び遊興施設。
 - (3・2・1) ダンス場、劇場、映画館。
 - (3・2・2) 全ての催事場。
 - (3・2・3) 仏暦2509年サービス施設法令に基づくサービス施設、カラオケ・サービス提供施設、またはその他の遊興施設。
 - (3・2・4) コンピュータ、インターネットまたはゲーム・サービス施設。
 - (3・2・5) 空調システムのある食品、飲料、または食品及び飲料の販売施設。
 - (3・2・6) 空調システムのない食品、飲料、または食品及び飲料の販売施設の食品、飲料、または食品及び飲料サービス提供エリア。
 - (3・2・7) 百貨店、ショッピングセンター種の店舗。
 - (3・2・8) 商品またはサービスの販売、展示、エキジビション開催施設。
 - (3・3) 建物内部の全てのロビー・エリア及び通路エリア。
 - (3・3・1) ホテル、リゾートまたはバカンス施設。
 - (3・3・2) 貸し室、寮、アパートメント、コート、または同形態のサービス提供施設。
 - (3・3・3) 集合住宅またはコンドミニアム。
 - (3・4) 一般サービス施設。
 - (3・4・1) 燃料油またはガスサービス施設の建物または建造物部分。
 - (3・4・2) 会議、研修、セミナーまたはシンポジウム開催で使用する建物または施設。
 - (3・4・3) 理髪店、美容施設、テーラー店。
 - (3・5) オフィス。
 - (3・5・1) 官公庁、国営企業、またはその他の国の部署の施設のうち、建物または建造物である部分。
 - (3・5・2) 民間オフィスで、建物または建造物である部分。
 - (3・5・3) 銀行または金融機関。
 - (3・5・4) 工場または商品生産施設のうち、建物または建造物である部分。
 - (3・6) 一般公共施設。

- (3・6・1) 図書室。
- (3・6・2) 便所。
- (3・6・3) 公衆電話ボックス、または公衆電話サービス提供エリア。
- (3・6・4) エレベーター。
- (3・6・5) 公園、動物園、遊園地。
- (3・6・6) 遊技場。
- (3・6・7) 歴史公園、史跡、植物園、国立公園のうち、建物または建造物である部分。
- (3・6・8) 商品またはサービスの展示、販売、交換のため商人が集まる施設を含む、常設または臨時、定期市である市場。
- (4) 輸送機械及び公共輸送機関。
 - (4・1) 乗り合いであるかどうかを問わずサービス提供中の公共輸送機関。
 - (4・1・1) 定期路線バス。
 - (4・1・2) タクシー。
 - (4・1・3) 鉄道、軌道車。
 - (4・1・4) 乗り合いバン。
 - (4・1・5) 全種類の生徒または学生送迎車。
 - (4・1・6) 官公庁、国営企業、その他の国の部署、民間の主要活動で使われる乗り合い輸送機械。
 - (4・1・7) 乗り合いケーブルカー。
 - (4・1・8) 乗り合い船。
 - (4・1・9) 飛行機。
 - (4・1・10) 定期路線及び不定期路線双方のその他の乗り合い輸送機械。
 - (4・2) 公共輸送機関。
 - (4・2・1) 乗客休息所、定期路線バス停留所、全種類の乗り合い輸送サービス提供前または後に使用されるスペース。
 - (4・2・2) 全種類の陸上乗客輸送施設のうち、建物、プラットフォームのスペース、及び屋根下。
 - (4・2・3) 鉄道駅のうち、建物、プラットフォームのスペース、及び屋根下。
 - (4・2・4) 全種類の乗合船波止場、建物スペース、屋根下、及び乗合船停泊所。
 - (4・2・5) 国内空港のうち、建物スペース及び屋根下。
- (5) 宗教施設、寺、モスク、教会など宗教及び宗派の祈祷施設。

第3項

以下の施設は非喫煙者の健康を保護する公共施設とし、非喫煙エリアを定める。ここに(以下の場所に) 特定の「喫煙エリア(ケート・スプ・ブリー)」を設置することができ

る。

- (1) 高等教育レベルの教育施設。建物または建造物である部分以外。
- (2) 燃料油またはガスサービス施設。建物または建造物である部分以外。
- (3) 官公庁、国営企業またはその他の国の部署。建物または建造物である部分以外。
- (4) 国際空港。

第4項

「建物（アーカーン）」の語句を示していない公共施設は、壁で囲ってあるかどうかを問わず、その活動で使用されるスペースも意味する。

明瞭な区域がない、または明瞭に区域が定められてない公共施設は、喫煙行為が他者の迷惑になっているか否かを基準にする。

第5項

本布告は官報公示後90日が経過した時に施行する。[官報公示日は10年3月30日]

(おわり)